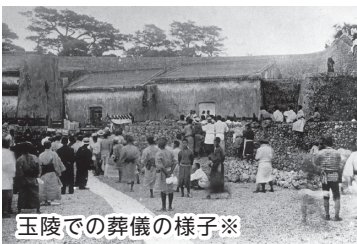




東室内部



玉陵に向かう葬列※



玉陵での葬儀の様子※



国の重要文化財であり、世界遺産にも登録されている玉陵。国の文化審議会は10月19日、玉陵を国宝に指定することを文部科学相に答申しました。建造物としての国宝指定は県内初となります。

玉陵が国宝に指定されます

文化財課 ☎917・3501

歴代国王が眠る墓

玉陵は、1501年、尚円王の遺骨を改葬するために息子の尚真王によって築かれ、以降第2尚氏王統の陵墓となりました。当時の板葺屋根の木造建築を模したつくりの石造建造物で、首里城の西側に位置します。火葬が主流となるより前、沖縄で主に行われていた葬法は、骨化した死者を「洗骨」して厨子(蔵骨器)におさめる洗骨改葬でした。玉陵の墓室は、洗骨前の遺骸を安置する中室、洗骨後の王と王妃が葬られる東室、その他の限られた王族が葬られる西室に分かれています。安置されている厨子は全部で70基あり、葬られた時代に応じて材質や意匠は異なっています。

玉陵は近代以降も尚家の墓所として利用され続けますが、沖縄戦によって大きな被害が生じたため、戦後あらたな被葬者が加えられることはありませんでした。

県内初の建造物での国宝指定へ

1972年の沖縄の本土復帰に伴い、玉陵は国指定重要文化財、国指定史跡となりました。その後、1974年から1977年にかけて復元修理され、往時の姿を取り戻します。当時は尚家の所有でしたが、1992年に市へ寄贈され、2000年に世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」に登録されました。墓といえ、沖縄には三角屋根を持つ破風墓や、亀の甲羅のような形をしている亀甲墓が多くみられますが、玉陵は沖縄の破風墓形式として現存する最古で最大規模のものです。沖縄にお

ける建築文化と葬墓制を象徴する極めて完成度の高い陵墓として、深い文化史的意義を有していると認められ、今回、国宝に指定されることになりました。

これまで沖縄県では「琉球国王尚家関係資料」(那覇市所有)が国宝指定を受けています。建造物初の国宝指定となる玉陵と合わせると、県内での国宝指定は2件となります。市はこれらの貴重な文化財を未来に継承するために、これからも文化財の保護、そして保存に努めていきます。

▼世界遺産解説会(玉陵)

市職員による解説を聞きながら、玉陵について学びます。※毎月第3日曜日開催

日 12月16日(日)11時～12時

場 玉陵券売所に10時55分までに集合

費 参加費・観覧料ともに無料

▼玉陵利用案内

観覧時間 9時～18時(入場締切17時30分)

料金 大人300円、中学生以下150円

※20人以上の団体料金あり。

玉陵と識名園ってどちらがすごいの?



どちらも世界遺産として登録されている玉陵と識名園。世界遺産は国際条約に基づき登録されるものですが、日本では、文化財保護法に基づき文化財を指定、保護しています。美術工芸品や建造物のうち、国の文化財に指定されたものを「重要文化財」と呼び、そのなかでも文化的価値が非常に優れているものは「国宝」に指定されます。玉陵は建造物のためこちらに該当します。

一方、識名園は同じ国指定文化財でも建造物ではなく、庭園であるため「名勝」、それも最上位の「特別名勝」に県内で唯一指定されています。国宝と特別名勝は文化財としての性質が違いため、比較することはできませんが、どちらも、琉球王国の歴史を今に伝える日本を代表する貴重な文化財なのです。

全国学力・学習状況調査結果

今年4月に実施した「全国学力・学習状況調査」の結果が7月末に発表されました。この調査は全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析して、教育施策を改善する目的で文部科学省が平成19年から実施しています。

	小学校					中学校				
全国平均との差	国語A	国語B	算数A	算数B	理科	国語A	国語B	数学A	数学B	理科
	0.3	4.3	4.5	4.5	2.7	-3.1	-0.2	-3.1	-3.9	-4.1

全国平均正答率との差は上の表のとおりです。小学校ではすべての教科で全国を上回っています。中学校はすべての教科で全国を下回ってはいますが、その差は年々着実に縮まっています。

市教育委員会では、那覇市学力向上推進計画「ふくぎ じんぶなー プラン」を策定し、①児童生徒一人一人が大切にされ、よさや可能性をのばす学級経営、②「確かな学力」の向上、③基本的な生活習慣の形成、④学力向上マネジメントの推進、を通して子どもたちの「生きる力」を育むよう、小中一貫教育を推進しています。小中での交流会や学習・生活のきまりの統一、合同の授業研究会など、子どもたちの学力向上に取り組んできた成果が調査結果に現れてきたと考えています。

学力調査では児童生徒に対し、生活に関するアンケート調査も行われました。

- ・朝食を毎日食べていますか。
- ・毎日同じくらいの時刻に起きていますか。
- ・学校のきまりを守っていますか。

これらの質問に「あてはまる」と回答した児童生徒たちの平均正答率は高くなっていました。

このことから、学校や家庭で生活リズムを整えることが、学力向上に結びついていることが分かります。明日を担う子どもたちの生きる力、確かな学力を育むため、学校・家庭・地域・行政が力を合わせていきましょう。



お問い合わせ

教育委員会 学校教育課 ☎917-3506

法人・個人
事業主の
みなさま

償却資産の申告が始まります！

土地や家屋以外の事業用の資産(償却資産)にも固定資産税が課せられます。償却資産は地方税法で申告が義務付けられています。忘れずに申告しましょう。

申告期間

平成31年1月4日(金)～1月31日(木)

申告対象者

市内に事業の用に供することのできる資産をお持ちの方(法人、個人事業主)

申告内容

平成31年1月1日現在の資産状況。資産の種類、名称、取得年月、取得価額、耐用年数など

※申告の際は、個人番号の記載と確認が必要です。電子申告の場合、番号確認は不要です。

詳しくは市ホームページ「償却資産申告について」をご覧ください。各種申告書のダウンロードができます。



お問い合わせ

資産税課 ☎862-5320

償却資産の一例

飲食店、商店、小売店

厨房設備、接客用家具、テレビ、商品陳列棚、レジスターなど



理容、美容、病院

理・美容イス、洗面台、医療器具、ベッド、応接セット、看板など



賃貸住宅、家具付マンション、事務所、有料駐車場

駐車場、フェンス、ルームエアコン、外灯、看板、門扉、家具など

